

○公共調達の適正化に基づく契約に係る情報の公表について

経会第 130319001 号

鉄業契第 130319001 号

平成 25 年 3 月 25 日

改正 平 27. 3. 31 経会 150326006・鉄業契 150326004

平 29. 3. 27 経会 170327015・鉄業契 170327016

令 5. 3. 23 経資会 230322004・建企契 230322002

令 6. 3. 28 経資会 240326005・建企契 240326013

本社内各長（特例業務所管組織を除く）殿
鉄道建設本部各地方機関の長 殿

理 事 長
(公印・契印省略)

公共調達 of 適正化に基づく契約に係る情報の
公表について（通達）

標記の件については、平成 19 年 11 月 30 日付けで国土交通省鉄道局長より理事長あてに「公共調達 of 適正化について(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号。以下「適正化通達」という。)」に掲げられた各項目に準じて公共調達 of 適正化に取り組むよう要請があり、同要請に基づき、これまで種々の措置を講じてきたところである。

今般、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日付け行政改革実行本部決定）により、公表様式が一部変更されたことに伴い、平成 24 年 4 月 1 日以降契約のものから下記のとおり適用することとしたので遺漏のないよう適切に措置されたい。

なお、「公共調達 of 適正化に基づく契約に係る情報の公表について（平成 21 年 4 月 28 日付け経会第 43 号・鉄業契第 6 号通達）」は、平成 25 年 3 月 31 日限り廃止する。

記

1 公表の対象となる契約

支出の原因となる契約（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号。以下「契約事務規程」という。）第39条第1項第1号ア、イ、エ又はカに定めるそれぞれの金額を超えないもの及び部外者に対して特に秘密にする必要があるものを除く。以下「公表対象契約」という。）を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内に次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表することができる。

- (1) 工事（工事に係る調査及び設計業務を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務等の名称及び数量
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程（平成15年10月機構規程第69号）第5条第1項第1号に規定する契約担当役の氏名並びにその所属する本社、鉄道技術センター又は地方機関の名称及び所在地
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所（公益法人の区分（公財、公社、特財、特社）、国所管の区分を含む。）
- (5) 一般競争又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合は除く。）
- (6) 契約金額
- (7) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- (8) 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- (9) 随意契約とした契約事務規程の根拠条文及び理由（理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。）
- (10) 国土交通省の所管に属する公益法人（以下「所管する公益法人」という。）と随意契約を締結する場合に、当該法人に機構の役員又は常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- (11) 応札・応募者数
- (12) その他必要と認められる事項

2 公表の方法等

- (1) 公表は競争契約による契約と随意契約を別表にし、さらに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構工事競争参加者資格確認取扱規程(平成15年10月機構規程第140号)第1条に規定する工事(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役務競争参加者資格確認取扱規程(平成15年10月機構規程第141号)第1条に規定する役務を含む。)と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構物品購入等競争参加者資格確認取扱規程(平成15年10月機構規程第79号)第1条に規定する物品購入等をそれぞれ別表にする方法により行うものとする。
- (2) 公表は、様式3-1、様式3-2、様式3-3及び様式3-4により行うものとする。
- (3) 公表は、機構のホームページ上において行う。
また、一定期間において締結した契約をまとめて公表することができる。
- (4) 公表した事項については、公表した翌日から起算して少なくとも1年が経過する日までホームページに掲載しなければならない。

- 3 所管する公益法人与随意契約した場合の、再就職の役員の数について
公表対象契約が所管する公益法人与の随意契約の場合は、再就職の役員の数を公表することとなっているため、当該契約先の所管する公益法人から在籍状況の報告を様式5により求めるものとする。

附 則(令和5年3月23日付け経資会第230322004号・建企契第230322002号)
業務システムにより公表様式を自動作成している場合は、システム改修が完了するまでの間、従前の様式を使用することを認める。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-1

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応募・応募者数	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-3

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結 した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結 した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によること とした業務方法書 又は会計規程等の 根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の役員又は常勤職員であった者
(再就職)の役員としての在籍状況について

(公益法人の報告用)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

〇〇〇〇 殿

1. 契約予定件名 : _____

2. 契約予定日 : 平成 年 月 日

3. 再就職の役員の数 : _____ 名

(契約予定の公益法人名称)

(代表者氏名)

(所在地)

<報告に際してのお願い・留意事項>

1. 本報告は、随意契約の透明性を確保するために、国等全体として新たに取り組むものであり、予め契約締結前をお願いしているものであるため、報告にご協力願います。
2. 本報告は、個々の随意契約締結毎に毎回お願いするものであり、一定期間内に当機構のホームページにおいて公表するものであるため、今回の随意契約締結以前において既に当機構との契約実績がある場合にも、その都度必ず報告をお願いいたします。
3. 「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の役員又は常勤職員」とは、当機構における役員又は常勤職員であった者（再々就職は含まない。）を全て報告願います。
(当機構の他の地方機関宛に既に同様の報告をされた契約がある場合は、その報告人数との整合に留意願います。)
4. 貴出先機関（支所等）では、当該公益法人全体での「機構の役員又は常勤職員」の人数が不明な場合でも、お手数ですが本所等にご確認頂き、必ず報告願います。
(なお、報告後に「人数」の変更等を生じた場合は、速やかに再提出願います。)
5. ご不明な点がございましたら、お手数ですが、以下の発注箇所へご確認願います。

(問い合わせ先) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇部、建設局 〇〇課 〇〇係 〇〇

TEL (〇〇〇〇) 〇〇〇〇